

#### 4. カジノ行為の種類及び方法・実施基準

##### (1) カジノ行為の種類

###### ●認められないカジノ行為

- 花札、丁半等の日本における伝統的なゲーム (148)
- オマハポーカー、テキサスホールデム以外の顧客間ポーカー (152)
- ハイパーブラックジャック (153)
- トランプを使用したパイゴウポーカー (パイゴウタイルは認められる) (154)
- 顧客間で行う電子ゲーム (規則3条1項10号で電子ゲームがカジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為が規定) (155)

##### (2) カジノ行為の方法

###### ア. プログレッシブ関連

電磁的カジノ関連機器等の種別、用途及び機能 (法2条17項、規則7条1項5号)

種別	用途	機能
五 プログレッシブシステム (カジノ行為において金銭を蓄積し、カジノ行為の結果に基づきそれまでの蓄積を勝金として支払うもの (以下この項、別表第一及び別表第三において単に「プログレッシブ」という。) に使用されるように設計された機器等をいう。以下同じ。)	プログレッシブに使用する。	プログレッシブにおいて蓄積される金銭の管理、当該金銭の支払、当該カジノ行為に係る会計処理及びこれらの監視を一体的に行うことができること。

###### ●カジノ行為の方法その他顧客の参考となるべき情報の提供の方法 (法73条4項、規則56条2項4号)

プログレッシブを含むカジノ行為を行う場合にあっては、現在のプログレッシブの勝金額を当該勝金額が適用されるカジノ行為供用場所等に表示すること。

###### ●別表第三 (電磁的カジノ関連機器等に係る技術上の規格) 第一 (電子ゲームシステム) 22の三)

22 カジノ行為に関する規格は、次のとおりとする。

(中略)

三 理論上の払戻率は、次のとおりとすること。

イ 1回の賭けにおける理論上の払戻率を100分の90以上1未満とする機能を有するこ

と。

ロ 電子ゲームシステムにボーナスフィーチャー等又は**プログレッシブ**が含まれる場合（外部機器等にプログラムが含まれる場合を含む。）は、これらを**理論上の払戻率に含める**こと。

- テーブルゲーム上で**プログレッシブ**はポーカーゲーム以外に言及はないが、他のゲームでも認めるべき。(162)

(回答)

原案が適当と考えていますが、カジノ行為の種類及び方法の追加や変更等については、法第2条第7項の要件を念頭に置きつつ、カジノにおけるゲームの国際的な潮流等を踏まえ、施行規則制定後もカジノ管理委員会において必要な見直しを進めてまいります

- 施行規則案別表第一第三ポーカーの**4カリビアンスタッドポーカー**について、カジノ事業者が独自の**プログレッシブ・ペイテーブル**を作成し、使用できるようにすべき。

(180)

(回答)

カジノ行為の方法については、カジノ行為が「偶然の事情により金銭の得喪を争う行為」であることを踏まえ、諸外国の状況等を参考としつつ、使用する道具、勝敗決定までの手順、勝ち金の処理（オッズを含む）、エラーの処理等を施行規則で規定したものであり、原案が適当と考えています。

- 施行規則案第7条5においては「**プログレッシブにおいて蓄積される金銭の管理**」に関する記載があることから、規則側の規定はこの様なプログレッシブの一般的解釈を前提とした記述となっているが、**一方で本条項における記述はその様な一般的なプログレッシブの解釈から逸脱し、プログレッシブの払戻額をベースマシンの払戻率に含めることとなっている。**本条項の規定は業界における一般的なプログレッシブ解釈に基づかない国際的には奇異な解釈に基づく規定となっており、この規定を満たすためには海外の多くの国や地域で採用されているプログレッシブゲームの開発仕様を日本向けに根底から作り直すことが求められかねない。当たり役柄の「発生率を1億分の1以上とする機能」、「理論上の払戻率を1未満とする機能」に関しては、国際的にはあまり見られない機能要求を日本独自の基準として追記したものの様に拝見するが、この様な独自基準の導入にあたって発生しうるゲーム設計上の問題点を網羅的に検証を行った上でこの提案を行っているのか。(205)

(回答)

カジノ行為の方法については、カジノ行為が「偶然の事情により金銭の得喪を争う行為」であることを踏まえ、諸外国の状況等を参考としつつ、使用する道具、勝敗決定までの手順、勝ち金の処理（オッズを含む）、エラーの処理等を施行規則で規定したものです。

- 規則第7条第1項第5号における「一体的に」の意味するところを明確にしてください。(515)

(回答)

プログレッシブシステムで完結する範囲内で施行規則第7条第1項第5号の表下欄に記載する機能を備えることを意味します。勝金の支払いのために、電子ゲームシステムのクレジットメーターや表示、プリンターを利用することも含まれます。

- 第一22の三のロ: **プログレッシブの場合は複数の払い戻し率(Return to player=RTP)が存在。**各レベルのプログレッシブジャックポットの上限定到達時の RTP を含めてリアルタイムの全体 RTP を 100%以下になるように管理するシステムを設ける又はゲーム設計や設定に限定しなければならない。(534)

(回答)

プログレッシブが複数レベルで存在する場合でも、RTP はルール設定の上で計算し、理論上の払戻率として機器毎に設定するものと考えています。実際の払戻率は当然、顧客のプレイ方法などにより影響を受けますので、短期では 100 分の 90 から 1 の範囲に収まらない可能性があることは認識しており、システム・ソフト的に強制的にこの範囲に収めるよう制限するものではありません。

#### イ. 現状は認められないが、カジノにおけるゲームの国際的な潮流等を踏まえ、今後見直しの可能性があるもの

- カジノ行為の種類及び方法について、柔軟に追加・変更できるよう民間事業者からカジノ管理委員会に提案を行えるような制度を設けるべき。(159)
- カジノ行為の種類を追加する場合や方法を変更する場合について、カジノ事業者が要求したものをカジノ管理委員会が承認するような制度を設けるべき。(160)
- サイド・ベットを追加で承認することを求めるプロセスを構築していただきたい。(161)
- テーブルゲーム上でプログレッシブはポーカーゲーム以外に言及はないが、他のゲームでも認めるべき。(162)

#### ウ. 理解として正しいもの

- 施行規則案第3条第1項10号「電子ゲーム」中の「・・・を除く。」: 1～9号の種類にかかる電子テーブルゲーム(ディーラー操作式を含む)はそれぞれの号の種類で読むという理解でよいか。(163)
- 「当該カジノ行為により顧客から受け取ったチップの価額」および「当該払い出されたチップの価額」という記載があるが、一方で施行規則案第7条2項ではトーナメントチップは「参加する顧客の点数の表示のみに使用する」とされている。この記述に基づけば、当該条項で表記される「チップ」とは、テーブルゲーム用チップを意味しており、顧客がトーナメントに参加するにあたっては、まず現金をテーブルゲーム用チップに

替えた上で、トーナメントチップを獲得し、獲得賞金もテーブルゲーム用チップで払い出されるという運用を想定しているのか。(164)

- クラップスについて、「賭けについて引分けとなる」の意味と文脈は、ゲームが終わったことを示唆するのではなく、一定の賭けまでステイアップ（テーブルでステイ）するということでよいか。(165)

エ. 諸外国の状況等を参考としつつ、使用する道具、勝敗決定までの手順、勝ち金の処理（オッズを含む）、エラーの処理等を施行規則で規定したものであり、原案が適当とされ、今後の見直しの可能性が低いもの

- カジノ事業者が各ゲームのベットのペイアウトオッズを決定できるようにすべき。

※オッズは別表において決まっている。(166)

(例)

● バカラ（別表第一、第一、8ニ）

二 次のイからハまでに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該イからハまでに定めるオッズにより算出する。

イ 4三のイ（プレイヤー側の点数がバンカー側の点数より大きいことに対する賭け）に掲げる賭け 1対1

ロ 4三のロ（バンカー側の点数がプレイヤー側の点数より大きいことに対する賭け）に掲げる賭け 19対20

ハ 4三のハ（プレイヤー側の点数とバンカー側の点数が同じことに対する賭け）に掲げる賭け 8対1

- ディーラー自身のリシャッフル等でスタックを初期化することも許すべき。カジノ事業者の裁量に任せるべき。(167)

※スタックの初期化の方法がバカラ等各カジノ行為ごとに規則別表に記載されている。

バカラの「スタックの初期化」（第一、二、下記）がトゥエンティワン、カジノウォーにも準用されている。

2 スタックの初期化

トランプは、次の一又は二に定めるとおりに初期化を行ったスタックが納められたディーリングシュー等（ディーリングシュー又はディーリングシューの機能を備えるトランプシャッフルをいう。以下同じ。）から引かれるものとする。

一 二に掲げる場合以外の場合

イ ディーラーは、トランプシャッフルによりシャッフルされたスタックを顧客にトランプの表面が見えないよう、トランプの表面をディーラー側、裏面を顧客側に向けて置く。

この場合において、使用するスタックがプリシャッフルマルチデッキであるときは、トランプシャッフルによりシャッフルすることを要しない。

ロ ディーラーは、ディーラー又は顧客がカットカードを差し込んだ後、当該カットカードを基準にスタックの手前と奥とを入れ替える。

ハ ディーラーは、当該スタックに再度カットカードを差し込み、トランプが裏面を上面として引かれるようにディーリングシューに納め、バーン（1枚以上のトランプを引き、次にスタックを初期化するまでの間、当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うことをいう。二において同じ。）を行う。

二 ディーリングシュアの機能を備えるトランプシャッフルを使用する場合  
ディーラーは、スタックをトランプが裏面を上面として引かれるようにディーリングシュアの機能を備えるトランプシャッフルに納め、当該トランプシャッフルによりスタックがシャッフルされた後、バーンを行う。

※「バカラ」とは、カジノ事業者と顧客との間で行うカジノ行為であって、ディーラーによりプレイヤー側とバンカー側に配布されたトランプ（二から十までの数字のいずれか又はA、J、Q若しくはKの文字及びスイート（ダイヤ、スペード、クラブ又はハートの記号をいう。以下同じ。）が表示された面を表面とするカードをいう。以下同じ。）の点数を合計した点数の下一桁の数字について、いずれかの側が大きいこと又は双方の側が同じであることを予想して賭けることを基本とするものをいう。（規則3条1項1号）

※「スタック」とは、4組から8組までの寸法並びに裏面の色彩及び意匠が同じデッキの集合のこと（別表第一、第一バカラ、1）

※「デッキ」とは、寸法並びに裏面の色彩及び意匠が同じであって、表面に記載された数字又は文字及びスイートが重複しないように組み合わせられた五十二枚のトランプの組をいう。（規則3条2項1号）

※「（電子）ディーリングシュア」とは、テーブルゲーム（トランプを使用するものに限る。）に使用するトランプを収納するように設計された機器等であって、トランプを配布する際に当該トランプの数字及び文字並びにスイートを読み取る機能を有するものをいう。）

- 施行規則案第3条の「カジノ行為の種類及び方法」の不適切な事象に対する措置について、「不適切な事象に対する措置」の規制内容を柔軟に変更できるような体制を構築することが必要不可欠。（168）

※別表において各カジノ行為ごとに措置が規定されている。

- アップカードは、裏面を上面として配布し、ノーホールカードルールなら主たる区画に2枚目を配布した後に表面へ、ホールカードルールならホールカード配布後に、アップカード表面を上面にひっくり返すことが一般的ではないか。（169）

第二（トゥエンティワン）、1五ハ  
プレイヤー手札がブラックジャックであって、かつ、ディーラーに表面を上面として配布された1枚目のトランプ（以下この第二において「アップカード」という。）の点数が2点から9点までのいずれかである場合、ディーラーは、直ちに当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けの勝敗を決定するものとする。この場合において、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

- 施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1九ニ(1)の□について、選択権者以外のチップは最初に配られたトランプを含む手札に固定されても良いのではないか。（170）

□ 当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、スプリットにより形成された2組のプレイヤー手札のうち当該顧客の当初の賭金に対応することとするものを選択するものとする。この場合において、当該顧客は、当該当初の賭金に相当する額の賭金を当該主たる区画のうち選択しなかったプレイヤー手札の直近の位置に置くことで、当該選択しなかったプレイ

ヤー手札に係る手札に対する賭けに参加することができる。

- ディーリングシュエにトランプが無い場合、施行規則案別表第一第一バカラの11のニでは「当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとする」のに、施行規則案別表第一第二のトゥエンティワンでは使用済みトランプを「初期化して当該ラウンドを継続」しなければならないのは不合理である。(171)

第一 バカラ 11 の 2 ハ

ディーリングシュエ等から不適切トランプが引かれたこと。当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとするとともに、当該ラウンドにおいて使用したスタックが引き続き使用されているときは、使用しているスタックを回収し、新たなスタックを初期化すること。この場合において、回収された賭金があるときは当該賭金に相当する額を該当する顧客に返還し、支払われた勝金があるときは当該勝金に相当する額を該当する顧客から回収すること

- 施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(7)について、主たる区画に2枚のトランプが配布されなかった場合、「当該手札に対する賭けに係るカジノ行為」のみ「結果は発生しなかった」とするのは不適切 (172)

(7) 賭金が置かれている主たる区画に2枚のトランプが配布されなかったこと。当該ラウンドにおける当該主たる区画の手札に対する賭けに参加した顧客の当該手札に対する賭けに係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとし、当該主たる区画にトランプが配布されている場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

- 施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(8)について、規定に従わずに引かれたトランプが表向きとなっても、最初の2枚等、それが予め表向きとされるトランプで、かつ、配布順序に選択肢が無く、本来配布されるべき主たる区画が定まっている場合、「既に使用されたトランプ」とせず、バカラの「順番が特定できる場合は当該順番に従って使用」と同様にすべき (173)

(8) 第二の1の規定に従わずにトランプが引かれたこと。当該トランプが表向きにされていない場合は当該トランプを次に配布されるトランプとして使用し、それ以外の場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

- 施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(9)について、「当該トランプが表向きにされた後」は「当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとする」のは、大変問題がある。(174)

(9) 九に定める顧客の選択に先立って六又は七に定める処理を行うべき状況にもかかわらず行わなかったこと。ディーラーに配布された2枚目のトランプが表向きにされる前である場合は顧客に対して六又は七に定める処理を行い、当該トランプが表向きにされた後である場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとする

- 施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(10)及びロの(6)について、インシュランス及びダブルダウンでは、掛金の「上限」(六のイ、九ニの(2))を定めているのであり、「少ない場合は当該定める額との差額」を追加で置かせるというのは、スプリット(九ニの(1))の場合のみであり、本規定は誤解を生む。(175)

第二1. 十六イ(10) 顧客が六のイ又は九ニの(1)若しくは(2)に定める額よりも多い額又は少ない額の賭金を置いたこと。置かれた賭金が当該定める額よりも多い場合は当該定める額との差額を当該顧客に返還し、少ない場合は当該定める額との差額を当該顧客に追加で置かせること。

第二1. 十六ロ(6) 顧客が六のイ又は九ニの(1)若しくは(2)に定める額よりも少ない額の賭金を置いたこと。当該顧客が当該賭金に係る賭けについて勝ちとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額に係る勝金に相当する額を当該顧客に支払い、当該顧客が当該賭金に係る賭けについて負けとなった場合は置かれた賭金と当該定める額との差額を回収すること。

- 施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(11)について、顧客の選択が終わる前にディーラー手札が明らかになってしまった場合、選択を終えていないプレイヤー手札のみ、結果は発生しなかったものとするのは、必ずしも適当ではない。(176)

(11) 全てのプレイヤー手札に対して九のハ又はニに定める処理が行われる前にディーラー手札の内容が明らかにされたこと(八のロ又はハの規定によりディーラー手札がブラックジャックでないことを発表した場合を除く。)。当該ラウンドにおける九のハ又はニに定める処理が行われる前のプレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加した顧客の当該手札に対する賭けの結果は発生しなかったものとし、当該プレイヤー手札の各トランプは既に使用されたトランプとして扱うこと。

- 施行規則案別表第一第二トゥエンティワンの1ブラックジャックの十六イの(12)について、ダブルダウンやヒットの意思表示をしている顧客をステイと勘違いし、次の顧客のヒットにトランプを配布してしまった場合、配布されなかった顧客の手札に対する賭けの結果を一律に発生しなかったものとするのは問題がある。(177)

(12) 九のニの規定によりトランプを配布すべき状況にもかかわらずトランプを配布せず、かつ、他のプレイヤー手札に対して当該規定によりトランプを配布したこと。当該トランプを配布されなかったプレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加した顧客の当該手札に対する賭けの結果は発生しなかったものとし、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うこと。

- 施行規則案別表第一第三ポーカーの2、デッキのシャッフルについて、プレイ途中で手に持ったスタブを落として見えてしまったとき、そのデッキをシャッフルし、それを新しいスタブとする運用となるのが通常であるため、ハンドシャッフルも認可すべき。(178)

第三ポーカー、2 デッキのシャッフル  
トランプは、各ラウンドの前にトランプシャッ플ラーによりシャッフルされたデッキが納められたディーリングシューから引かれるものとする。ただし、電子テ

ーブルゲームシステム等を使用してポーカーを行う場合にあっては、この2の規定は適用しないものとする。

- ポーカーで使用するトランプはプラスチックに限定すべきではない。(179)

別表第二 非電磁的カジノ関連機器等の技術上の基準（第十一条関係）  
3 トランプ 次に掲げる基準に適合すること。  
五 ポーカーで使用するトランプにあっては、その材質がプラスチックであること。

- 施行規則案別表第一第三ポーカーの4カリビアンスタッドポーカーについて、カジノ事業者が独自のプログレッシブ・ペイテーブルを作成し、使用できるようにすべき。(180)

- 顧客間ポーカーでのディーリングシュウの使用は不要または任意とするほか、手でのシャッフルを認めるべき。(181)  
※顧客間ポーカー（オマハポーカー、テキサスホールデム）

- 我が国でも国際標準に合わせ、ストラドルについても採用すべき。(182)  
※ストラドルとは、SB（スモールブラインド、ビッグブラインドを置いた顧客の右隣の顧客）・BB（ビッグブラインド、ディーラーがラウンドを開始する旨を宣言したときにテーブルに着席している顧客が2人以上いる場合、当該顧客のうちの1人はレイアウト上の区画に賭金を置き、当該顧客の左隣の顧客：当該賭金の2倍に相当する額の賭金）以外のブラインドベットのこと。  
※基本的にはBBの2倍の額のチップを払うことで、プリフロップのアクションを最後にすることができる。

- 参加者が6人以下のとき、ポットが大きくならないため、トリプルブラインドにするべき。(183)  
※3人以上のブラインド

- 顧客相互間のポーカーについて、バッドビートジャックポットという仕組みがプロモーションとして採用されることが国際標準であり、我が国でも採用すべき。(184)  
※負けたほうにもらえるジャックポット

- 施行規則案別表第一第三ポーカー9オマハポーカーの十四イ(2)不適切な事象に対する措置について、異常のあるデッキでゲームが行われたときやその他多くのときは、場合によりノーゲームとはならないのが国際的なルールである。具体的には、最初のストリート（第一の賭け）で実質的なアクション（サブスタンシャルアクション）が行われた時、賭けが成立したものとし、国際標準に合わせそのまま継続することとすべき。また、SAが行われていなければ、賭けが成立していないものとしゲームをやり直すこととす



べき。(185)

- 施行規則案別表第一第三ポーカー9オマハポーカーの十四イ(5)について、ディーラーでカードが裏返ってしまうエクスポーズがあったとき、最初から2枚までのエクスポーズと、合計2枚以上のエクスポーズがあったときは、リシャッフルとなるのが国際的なルールであり、我が国でもそのようなルールとすべき。1枚だけのときは、最後に足りないカードを配ったあと、エクスポーズしたカードをスタブの上におき、フロップの前のバーンカードとして使うこととすべき。

#### オ. 公正性に影響を与えないとして定められていないもの

- 別表第一第二第1第5イについて、複数の顧客に対してトランプを配布する具体的な順序の記載をすべき。(187)
- 施行規則案別表第一第三ポーカーの2、デッキのシャッフルについて、色違いの2組のデッキを使用し、シャッフルを待つのではなく、プレイ中にシャッフルする形で運用することでスムーズなオペレーションを確保できるため、2組のデッキの使用を認めるべき。(188)
- ポーカーにおいて使用される、ディーラーボタンと、カットカードの定義を置くべき。(189)
- オマハポーカー、テキサスホールデムポーカー(顧客間ポーカー)について、1ゲーム毎のピックブラインドスモールブラインドの動かし方を定義すべき。(190)
- キャッシュゲームの場合は、1回目のディーラーでカードが配られたプレイヤーが参加していることとなり、カードが配られるかどうかは、1回目のディーラーのときに席にいるかで判断するという理解でよいか。ブラインドの回避について、諸外国と同様のルールとすべき。(191)
- ポーカートーナメントにおいては、デッキリリースが始まったときに、椅子が手に届く範囲内にいたプレイヤーにハンドを配るものとするべき。ブラインドの回避について、諸外国と同様のルールとすべき。(192)

#### カ. 規定の改正が行われるもの

修正前	修正後	理由
別表第一、第三の9三ハ(2) それまでにオールインを行った顧客がいる場合であって、オールインを行った顧客が置いた賭金の累積額のうち最大のもの以上の賭金の累積額の顧客が1人となった場合又は全ての顧客(フォールドを行った顧客を除く。)がオールインを行	別表第一、第三の9三ハ(2) それまでにオールインを行った顧客がいる場合であって、オールインを行った顧客が置いた賭金の累積額のうち最大のもの以上の賭金の累積額の顧客が1人となった場合又は全ての顧客(フォールドを行った顧客を除く。)がオールインを行	コミュニティカードが出される前にバーンカードは必ず切られるものであり、施行規則案別表第一第三ポーカー9オマハポーカーの三ハの(2)の場合、バーン、コミュニティ3枚、バーン、ターンカード、バーン、リバーカードとなるべき。(196)

<p>った場合 1枚のトランプを引いて既に使用したものと、<b>5枚</b>のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に<b>配布した後</b>、勝敗の決定を行う。</p>	<p>った場合 1枚のトランプを引いて既に使用したものと、<b>3枚</b>のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に<b>配布し、1枚のトランプを引いて既に使用したものと、1枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布し、1枚のトランプを引いて既に使用したものと、1枚のトランプを表面を上面としてテーブルの中央に配布した後</b>、勝敗の決定を行う。</p>	
<p>別表第一、第三9十一ロイに定める組合せの強さは、同じ強さのトランプを除き、<b>より強い</b>トランプが含まれるものが強いものとする。この場合において、第三の3の2の規定にかかわらず、トランプの強さの順位は、A、2、3、4、5、6、7及び8の順序とする。</p>	<p>別表第一、第三9十一ロイに定める組合せの強さは、同じ強さのトランプを除き、<b>より強い</b>トランプが含まれるものが強いものとする。この場合において、第三の3の2の規定にかかわらず、トランプの強さの順位は、A、2、3、4、5、6、7及び8の順序とする。</p>	<p>施行規則案別表第一第三ポーカー9オマハポーカーの十一ハイローエイトオアベターのローハンド、ロ)の表記が世界の標準的なローハンドの強さの定義と異なっている。規定を修正する必要がある。(197)</p>

### (3) カジノ行為に関する基準

- ア. ディーラーへのチップは認められない (207、208)
- イ. 顧客への禁止行為 (規則 56 条 1 項 3 号)
- アルコール又は薬物の影響によりカジノ行為に関して正常な行為ができないおそれのある状態にある顧客➡疑うに足る合理的な根拠まで求められない (209)
- ウ. 顧客による行為の防止措置 (規則 56 条 3 項)
- スマホを使用しながらのカジノ行為 (211)
    - ➡カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして施行規則で定める部分以外からの賭けは法第 73 条第 2 項により禁止されています。スマートフォン等を使用しながらカジノ行為を行っている場合、外見上は外部から指示を受けていることとの判別が困難であるため、原案のとおり一律に防止すべき行為とします。
- エ. 賭金額の上限がないこと (213~216)
- ➡賭金額として適切な金額は、顧客の資力やカジノ行為の頻度等により一様ではないことから、一律に規制することは適切ではないと考えています。一方、諸外国においてはカジノ事業者が顧客の区分等に応じて、最低・最高賭金額を設定する例も承知しており、こうした事業者の業務の方法については、業務方法書等に記載させ、カジノ事業免許の申請時に審査を行うほか、実際の運用においても厳正に監督することとしています。

オ. 賭金額に応じた区画に関する規定なし (217)

(4) その他

ア. カジノ行為業務の状況等の報告 (法 75 条 1 項、規則 62 条 2 項)

➤ 「種類ごとに、使用する各テーブルディーラーが配置され、顧客がカジノ行為を行うことができる状態にある時間の合計時間」 (62 条 2 項 5 号)

➡ 「種類ごとのテーブルの使用状況」

➤ 「種類ごとに、電子ゲームシステム等に電源が投入されている時間の合計時間」

➡ 「種類ごとの電子ゲームシステム等の使用状況」

※報告が現実的ではないため修正 (218)。報告は「各期間の経過後遅滞なく」提出することとしており、特段の期限はない。